

亀山市公共施設等総合管理計画
公共建築物個別施設計画
(令和2年度～令和11年度)

令和2年 2月策定

令和4年11月一部改訂

三重県亀山市

目次

第1 基本事項	
1. 計画の位置付け	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の推進体制	1
4. 情報管理・共有化の必要性	1
5. 計画の対象施設	2
第2 公共施設等総合管理計画の概要	
1. 公共施設の現状	3
2. 将来費用の試算	4
3. 将来費用に対する投資限度額	5
第3 今後10年間における公共施設の動き	6
第4 個別施設における方向性	
1. 市民文化系施設	9
2. 社会教育系施設	12
3. スポーツ・レクリエーション施設	13
4. 産業系施設	14
5. 学校教育系施設	15
6. 子育て支援施設	16
7. 保健・福祉施設	17
8. 行政系施設	18
9. 公営住宅	19
10. 供給処理施設	19
11. 病院施設	20
12. 文化財	21
13. その他施設	21
第5 対策の優先順位の考え方	22
第6 事業費	23

第1 基本事項

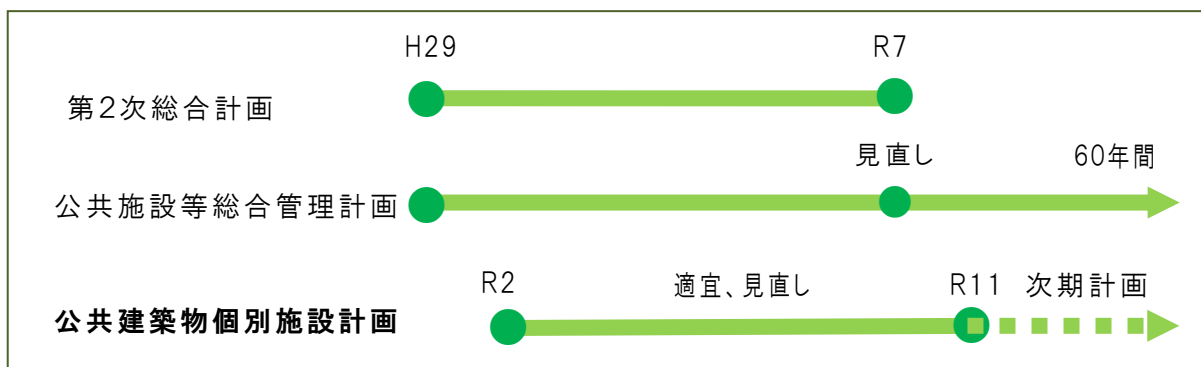
1. 計画の位置付け

本計画は、亀山市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に示す基本方針に沿って、行政財産である建築物系施設の個別施設における方向性を定めるものです。

2. 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、第2次亀山市総合計画や亀山市公共施設等総合管理計画等との整合や社会経済状況により変更が生じる場合は、必要に応じて本計画を改訂するものとします。



3. 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、行財政改革の一環として取り組むことから、行財政改革推進本部において組織横断的な調整機能を発揮しつつ、マネジメントを行います。

4. 情報管理・共有化の必要性

(1) 情報の一元管理と全庁的な共有化

公共施設等の総合的なマネジメントを推進するためには、全ての施設情報を管理し、全庁的な共有化を行う必要があります。また、新公会計の導入に伴う固定資産台帳整備により、一元化された情報を元に、施設の集約化や統廃合の検討を行います。

(2) 市民や議会との情報共有等

本計画を推進するに当たっては、市民や議会とともに今後の公共施設の在り方を考えていく必要があることから、施設に関する情報や問題意識を共有します。

5. 計画の対象施設

計画の対象とする施設については、亀山市公共施設等総合管理計画の対象施設のうち、建築物系施設（ハコモノ）の13類型施設とします。

施設類型	主な施設
1. 市民文化系施設	文化会館、地区コミュニティセンター、関文化交流センター、鈴鹿馬子唄会館、関町北部ふれあい交流センター、市民協働センター、木崎地区集会所、関宿散策拠点施設、関宿散策案内施設、関まちなみ文化センター、関宿足湯施設、関の山車会館、住山団地集会所
2. 社会教育系施設	歴史博物館、歴史博物館収蔵庫・文化財収蔵庫、新旧図書館
3. スポーツ・レクリエーション施設	西野公園スポーツ施設、東野公園スポーツ施設、関 B&G 海洋センター、石水溪野外研修施設、道の駅「関宿」、鈴鹿峠自然の家、
4. 産業系施設	勤労文化会館、林業総合センター
5. 学校教育系施設	小学校、中学校、関学校給食センター
6. 子育て支援施設	保育所、幼稚園、認定こども園、待機児童館、放課後児童クラブ、児童センター
7. 保健・福祉施設	総合保健福祉センター、老人福祉関センター
8. 行政系施設	市庁舎、関支所庁舎、消防庁舎
9. 公営住宅	亀田、鹿島、和田、住山、和賀、羽若、高塚、栄町、城山
10. 供給処理施設	総合環境センター、衛生公苑、刈り草コンポスト化センター
11. 病院施設	医療センター
12. 文化財	亀山城（多門櫓）、関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、旧館家住宅、旧田中家住宅、旧落合家住宅、旧安藤家住宅、旧佐野家住宅
13. その他施設	斎場、消防車庫

※「亀山市公共施設等総合管理計画」より

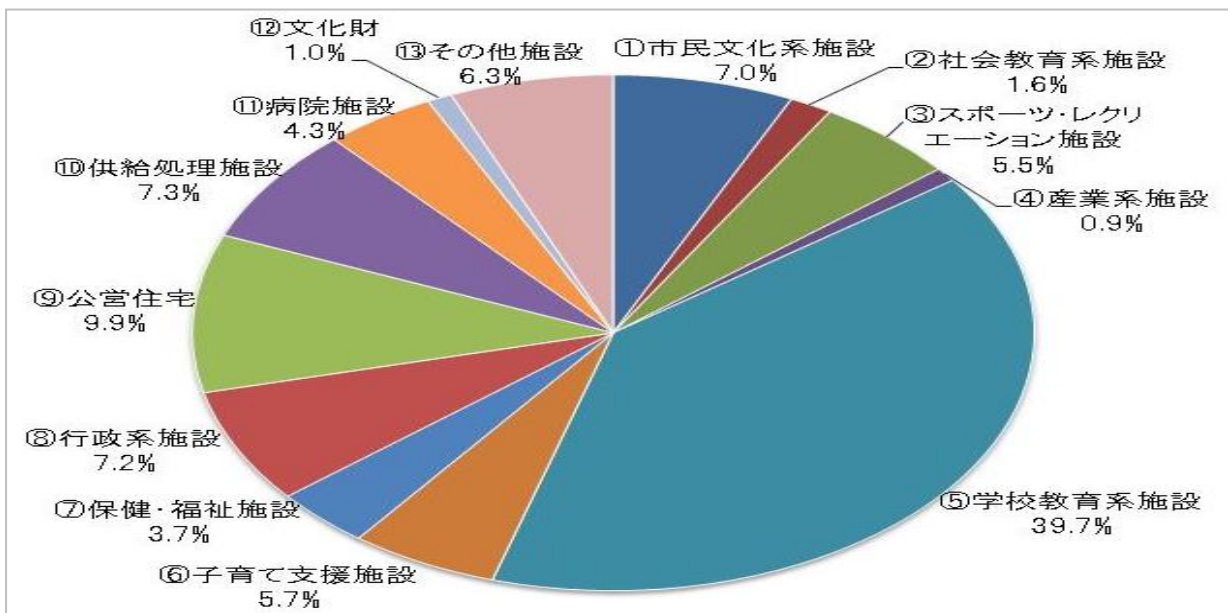
第2 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設の現状

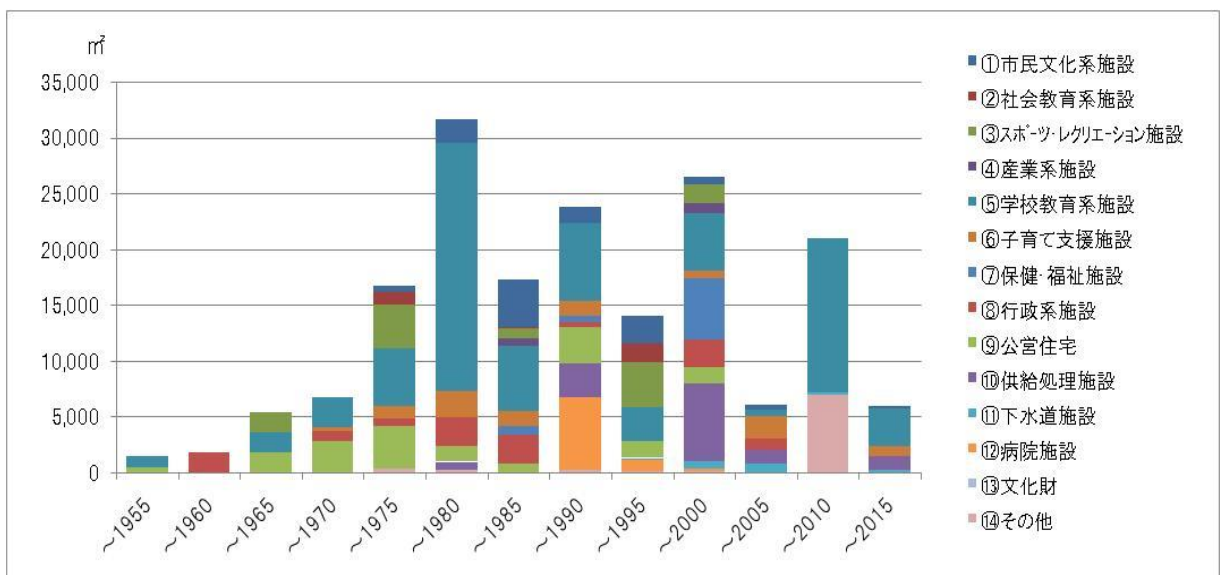
用途分類別では、学校教育系施設が 39.7%と最も多く、次いで公営住宅の 9.9%、供給処理施設の 7.3%です。

建築年代別では、1976（昭和 51）年から 1980（昭和 55）年が多く、築 30 年以上（1985（昭和 60）年以前）経過している施設は、全体の 45.3%です。

【用途分類別延床面積割合】



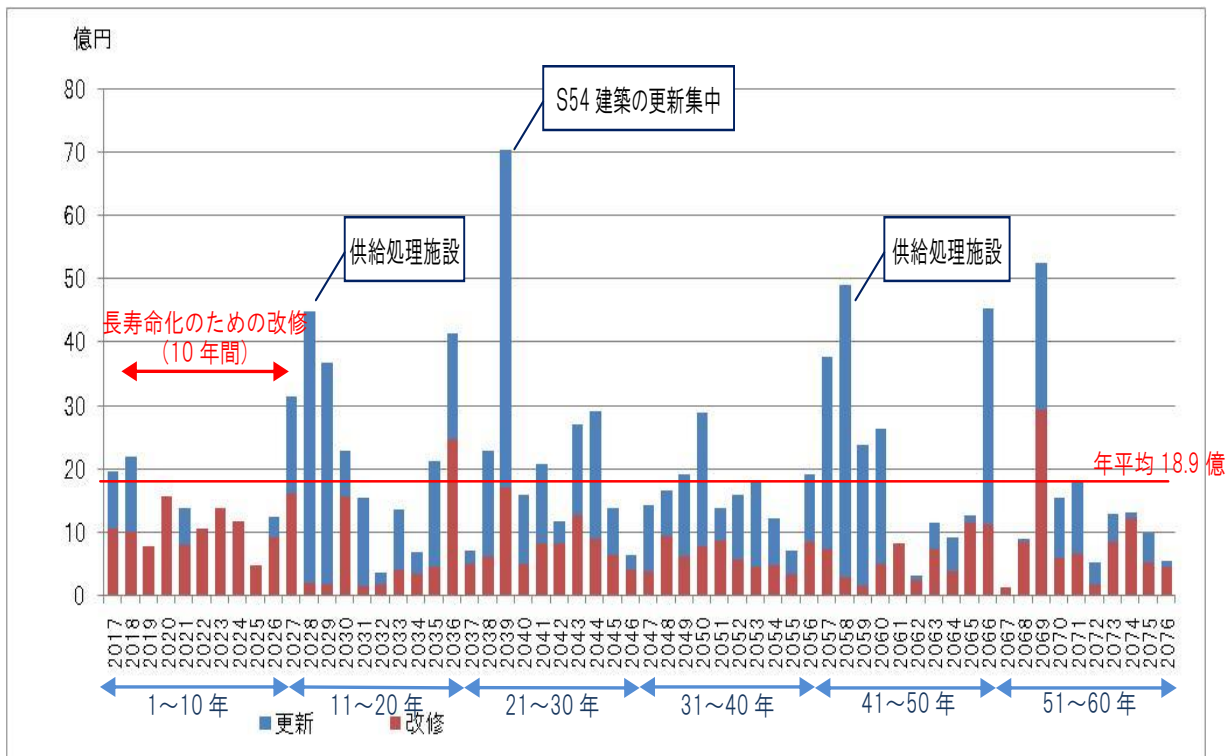
【建築年代別延床面積】



2. 将来費用の試算

目標耐用年数を60年、改修の周期を30年（木造は20年）として、一般財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」による改修及び更新単価を基準に、今後60年間の将来費用を試算しました。

【年間費用の推移】



当初 10 年間は改修に係る経費が主となります。その後、11 年目から供給処理施設をはじめ、更新に係る費用が発生していきます。

【10 年毎の費用】

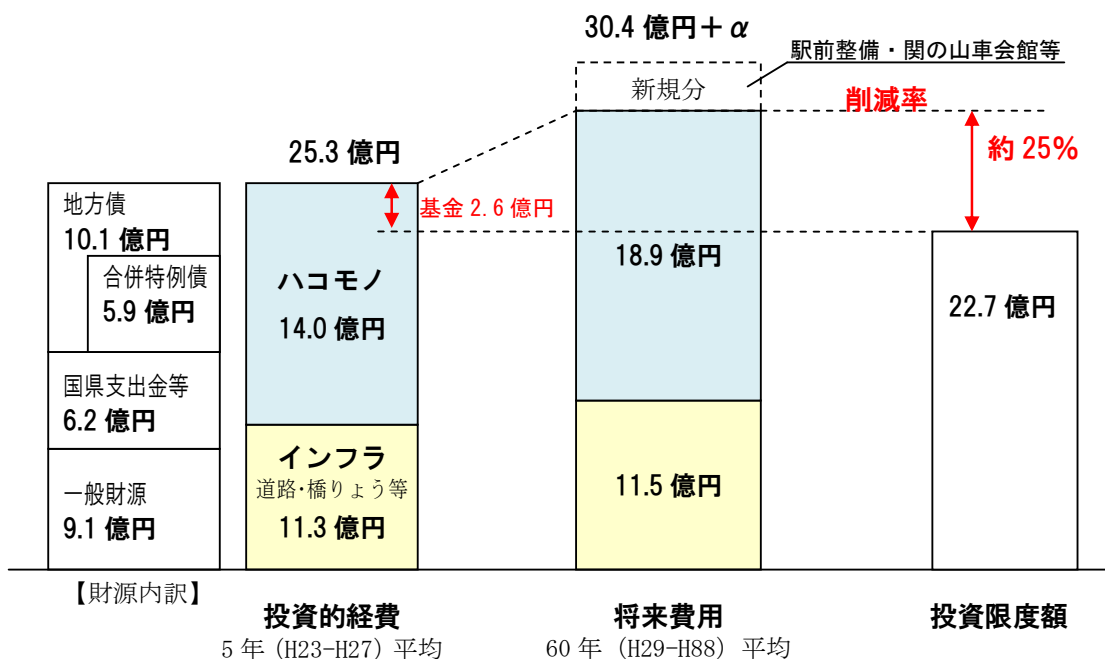
期 間		改修(億円)	更新(億円)	合計(億円)
1~10年	2017年~2026年	103.4	29.5	132.9
11~20年	2027年~2036年	76.3	161.9	238.2
21~30年	2037年~2046年	82.8	142.7	225.5
31~40年	2047年~2056年	63.4	102.0	165.4
41~50年	2057年~2066年	62.3	165.3	227.6
51~60年	2067年~2076年	84.7	58.9	143.6
合計		472.9	660.3	1,133.2

3. 将来費用に対する投資限度額

投資的経費	……	【ハコモノ】	70.1 億円	年 14.0 億円	年 25.3 億
過去 5 年間の実績		【インフラ】	56.5 億円	年 11.3 億円	
(H23~H27)			= 126.6 億円		

将来費用の額	……	【ハコモノ】	1,133.2 億円	年 18.9 億円	年 30.4 億
60 年間の試算		【インフラ】	689.9 億円	年 11.5 億円	
			= 1,823.1 億円		

投資限度額 …… 過去 5 年間の実績 - 2.6 億円
 (年平均 2.6 億円の財政調整基金、減債基の取り崩し)



将来費用の試算額 **30.4 億円／年**に対し、投資的経費の過去 5 年の実績は平均 **25.3 億円／年**となっています。また、投資にあたり 2.6 億円／年の基金を取り崩していることから、将来に投資できる財源は **22.7 億円／年**であることから、60 年間で**約 25%**の総量削減が必要となります。

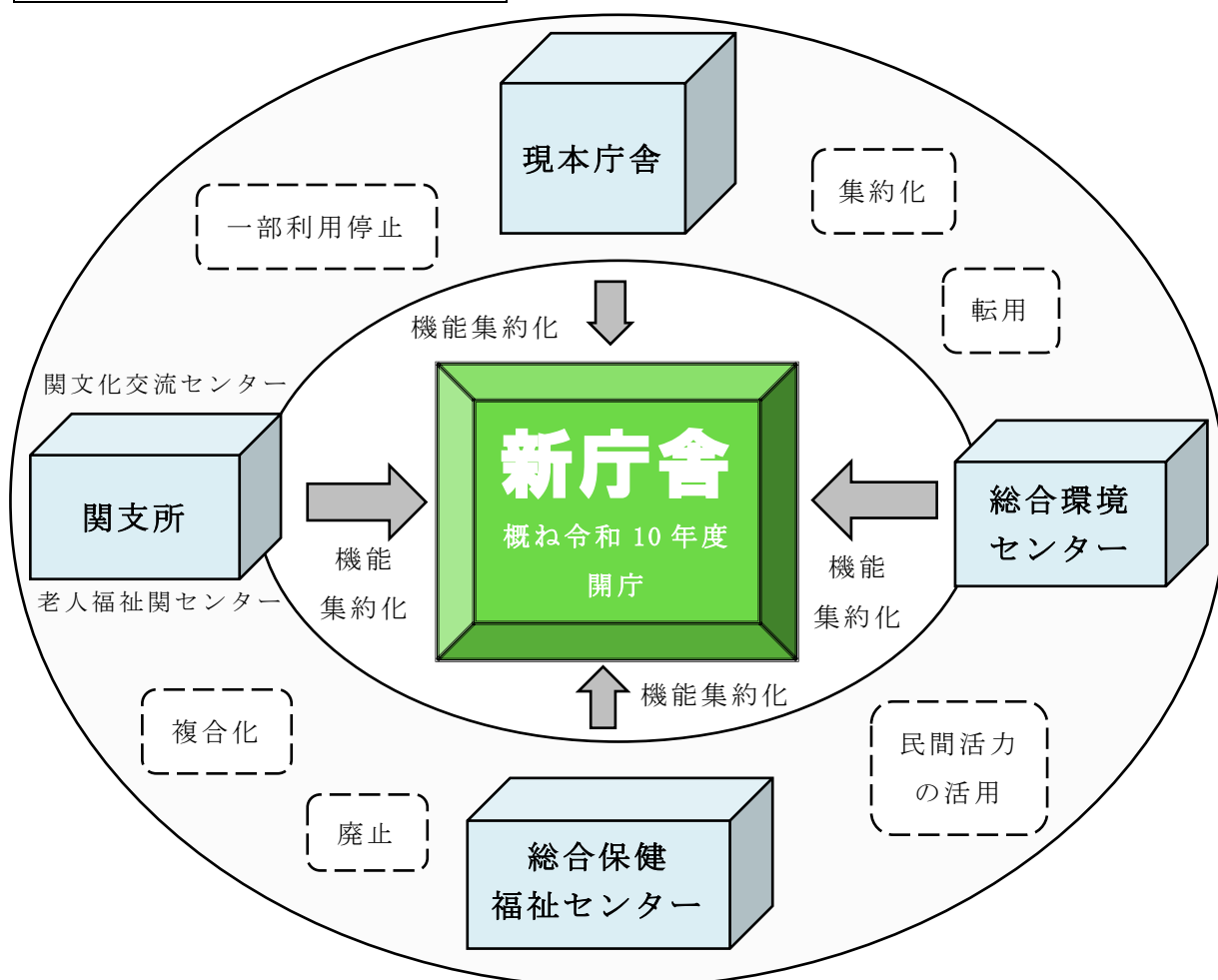
第3 今後10年間における公共施設の動き

本市の公共施設において、今後10年間（令和2年度～令和11年度）に最も大きな変化が生じるものは『新庁舎整備』です。

現在、行政機能は大きく、現本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターの4つに分散しています。これらの機能を新庁舎にどれだけ集約すべきか、また、集約に伴う余剰スペースをどう活用すべきか、さらに、関支所周辺に位置する関文化交流センターや老人福祉関センターなどの施設をどう活用すべきかという課題を解決することは、公共施設の最適な再編につながるものです。

新庁舎は平成31年3月策定の「亀山市新庁舎建設基本構想」においては、概ね令和10年度の開庁を目指しており、行政機能の集約については、令和2年度に策定予定の「亀山市新庁舎整備基本計画」において明らかにすることとしています。

『新庁舎整備』に伴う再編



次いで、大きな変化が生じるものは『新図書館整備』です。市街地再開発組合が建設する再開発ビル内の保留床を取得し、整備を行うものであり、JR亀山駅周辺整備における公共的機能の中核となるものです。令和4年度の開館を目指しています。

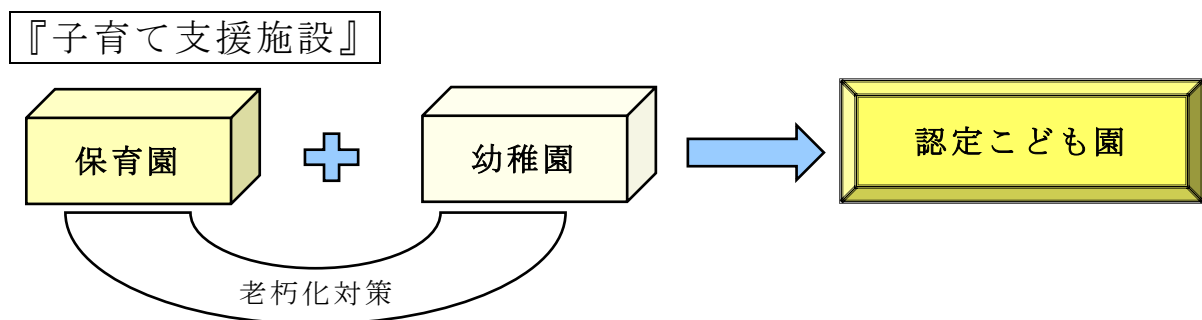
一方、現図書館については、市民の知的探求を支援する役割を担う歴史博物館が近隣に位置することから、その環境にふさわしい施設として有効活用を図る必要があります。

これらの新庁舎、新図書館は、まちの姿そのものを大きく変えることから、まちのシンボルとして、市民が後世に誇ることのできるよう整備を進めていかなくてはなりません。

また、保育園、幼稚園などの『子育て支援施設』においても、大きな変革が見込まれます。

多くの施設が更新の必要な状況が迫っている中で、幼児教育・保育の無償化の影響、少子化の進展、女性の就労意向の高まりなど、教育・保育に関するニーズは大きな変化期を迎えており、適切に対応できるよう、子育て支援施設の再編の必要性は高まっています。

今後10年間においては、認定こども園の整備を基本に、民間施設やニーズの動向に留意しながら、施設再編を進めます。なお、現在の施設については、必要性や緊急度に応じて修繕等の対策を実施します。



一方、公共施設において最も大きな面積を占めている施設は、『学校教育系施設』です。今後10年間においては、小中学校の統廃合は想定しておらず、井田川小学校の増築や各小中学校の施設改修を実施します。

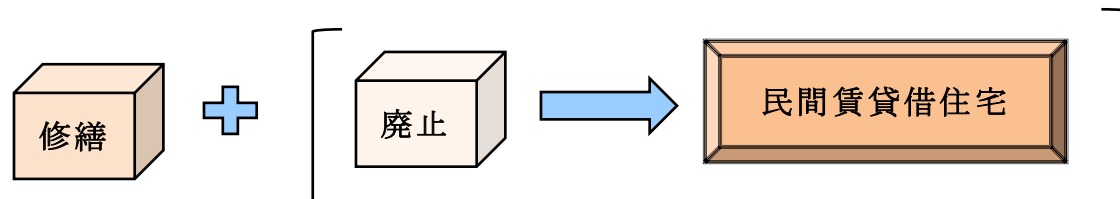
また、小学校のプールや給食調理室において、老朽化等により使用に支障をきたした場合には、プールについては、学校間での機能統合や民間施設の利用、給食調理室については、親子方式（拠点校における複数校調理）の採用など、調理方式の変更についての検討を行います。

次いで、大きな面積を占めている施設は『公営住宅』です。今後10年間に
おいては、「亀山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき推進します。

この計画においては、耐震・耐火構造を有している住宅については、修繕
対応等による継続使用とし、老朽化が著しい市営住宅については、入居者の
安全確保の観点から、必要な住替え等の対応を行い、用途廃止をしていくもの
です。

なお、用途廃止に伴う住宅供給数の不足については、民間賃貸住宅等を活用
していきます。

『公営住宅』



その他の施設においては、『総合環境センター』は長寿命化計画で令和11
年度まで、『衛生公苑』は令和13年度まで稼働する予定であることから、本
計画期間中における新たな施設の整備は予定していません。

以上、今後10年間ににおいては、新庁舎、新図書館、子育て支援施設、公営
住宅が、当市の公共施設に大きな変化が生じるものと予測しています。

また、本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備して
きた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しています。

合併時から現在までの間、し尿処理施設、公営住宅については、統廃合が進
んでいますが、その他の施設についても、重複機能の集約による余剰スペース
を活用して、連鎖的な公共施設の再配置を展開する必要があると、新庁舎建設は、
その機会として捉えています。

一方、施設の長寿命化においては、従来の壊れたら直すという「事後保全型」
の施設管理から、日常点検や法定点検等により異常の兆候を事前に把握し、計
画的に修繕を行う「予防保全型」の施設管理へ転換し、計画的な修繕や改修に
より施設の機能維持に努めていきます。

公共施設は数十年にわたって利用するものであり、更新は長期的な視点での
政策判断を必要とし、また、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、
財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設の
マネジメントを推進していきます。

第4 個別施設における方向性

1. 市民文化系施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆周辺施設との複合化や類似施設との集約化・複合化を進め、各種団体等の活動場所の最適化も図りながら、施設の再編を行うとともに、将来的に活用が見込めない施設については取り壊しを進めます。

●文化会館

【方向性：存続】

- ◇当施設は、947席の大ホールを有する市内最大規模の文化施設であり、市民の文化・教養の向上、福祉の増進に寄与するものです。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、*目標耐用年数の延伸を図ります。

*目標耐用年数

法定耐用年数（固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数）と異なり、建築物全体又はその部位、部材、部品、機器が、劣化による性能・機能の低下、経済的不利益もしくは陳腐化のために、建築物全体が竣工時点から、大規模な改造、改築又は除却が必要になる状態になると予測されるまでの年数

●地区コミュニティセンター

【方向性：存続】

- ◇地区コミュニティセンターは、地域まちづくり協議会の活動拠点であることから、同協議会の統合についての議論が生じた場合には、併せて施設の統合についての検討を行います。
- ◇特に、城東地区まちづくり協議会の活動拠点であった旧城東地区コミュニティセンターについては取り壊し、新たな活動拠点として、市民協働センターを活用します。同センターは全ての市民活動の支援と協働の拠点と位置付けられていますが、増築・改良により、集約化・複合化を進め、施設の長寿命化を図ります。

●関文化交流センター

【方向性：存続】

- ◇当施設は、関図書室や多目的ホールを備えた全市民を対象とした複合施設であり、耐震改修工事、エレベーター設置工事を実施しています。
- ◇概ね令和10年の新庁舎開庁に向けて、関支所の行政機能集約と併せて在り方・機能についての検討を行います。
- ◇関宿まちづくり協議会の活動拠点であり、当施設の活用を図ります。

●鈴鹿馬子唄会館

【方向性：存続】

- ◇当施設は、坂下地区まちづくり協議会の活動拠点であるとともに、鈴鹿馬子唄の伝承及び情報発信を目的としています。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●関町北部ふれあい交流センター

【方向性：存続】

- ◇当施設は、関北部地区まちづくり協議会の活動拠点です。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●市民協働センター

【方向性：転用・複合化】

- ◇当施設は、全市民を対象とした市民活動の拠点施設であり、耐震改修工事を実施しています。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。
- ◇城東地区まちづくり協議会の活動拠点であった旧城東地区コミュニティセンターについては取り壊し、新たな活動拠点として、市民協働センターを活用します。同センターは全ての市民活動の支援と協働の拠点と位置付けられていますが、増築・改良により、集約化・複合化を進め、施設の長寿命化を図ります。

●木崎地区集会所

【方向性：存続】

- ◇地域の活動拠点として、自治会等と調整を図り、適切な維持管理を行います。

●関宿散策拠点施設（木崎町・地蔵町・西の追分）

【方向性：存続】

- ◇伝統的建造物群保存地区内の文化財を含む施設であることから、文化財保護法に基づき、国・県の補助制度を活用しながら、修理・修景し、適切な保存整備に努めます。
- ◇利用の少ない施設については、休止も含めて在り方についての検討を行います。

● 関宿散策案内施設（旧木村宅）

【方向性：転用・複合化】

- ◇市観光振興施設としての転用・複合化について、亀山市観光協会と協議を進めます。

● 関まちなみ文化センター

【方向性：集約化】

- ◇各種団体等の活用場所としての集約化と1階部分の貸付等についての活用を図ります。

● 関宿足湯施設

【方向性：存続】

- ◇当施設は、関宿における散策案内、休息の場を提供し、市民、来訪者の交流の促進、健康増進に寄与するための施設です。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

● 関の山車会館

【方向性：存続】

- ◇当施設は、市の民俗文化財である「関の山車」の保存や祭囃子ばやしなどの伝承活動の拠点とするため整備した施設です。
- ◇関宿の新たな観光スポットとして、適切な維持管理を行います。

● 住山団地集会所

【方向性：存続】

- ◇市営住山住宅の入居状況により、自治会等と調整を図り、存続についての検討を行います。

2. 社会教育系施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆ 亀山公園内の施設や周辺施設の在り方を一体的に検討し、集約化や複合化等により、施設の再編を行います。
- ◆ 資料収蔵庫等については、収集資料の整理を行い、一定基準のもとで資料の保管に努めます。

●歴史博物館

【方向性：存続】

- ◇ 博物館法に基づき、市民の教育、学術・文化の発展に寄与し、新たな地域文化を創造するための施設です。
- ◇ 予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●歴史博物館資料収蔵庫・文化財収蔵庫

【方向性：存続】

- ◇ 文化財をより確実に次の世代に継承していくために、適切に管理運用します。

●現図書館

【方向性：転用・複合化】

- ◇ 令和4年の新図書館の開設に伴い、市民の知的探求を支援する役割を担う歴史博物館が近隣に位置することから、その環境にふさわしい施設への転用・複合化を図ります。
- ◇ 予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●新図書館

- ◇ 令和4年の開設に向け、市街地再開発組合が建設する再開発ビル内の保留床を取得し、市全体のまちづくりを支える「公共図書館」を整備します。

3. スポーツ・レクリエーション施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆スポーツ施設については、施設の利用状況、学校などの体育館やプールの設置状況等を踏まえ、人口に見合った必要量となるよう統廃合を行います。
- ◆レクリエーション施設については、施設の利用状況や維持管理経費を分析し、効果的な管理運営を行うとともに、より有効な配置へと再編します。

●西野公園スポーツ施設

【方向性：存続・大規模改修】

- ◇令和3年の国民体育大会（三重とわか国体）を契機として、競技会場となる施設の改修を行うことで、一般利用者の利便性向上を図るとともに、大規模な大会等の開催に適した拠点づくりを進めます。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●東野公園スポーツ施設・関B&G海洋センター

【方向性：存続】

- ◇老朽化が著しい場合などは、市域全体のバランスを考慮して、統廃合や集約化による規模の適正化を検討します。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●石水溪野外研修施設

【方向性：存続】

- ◇当施設は、自然環境を生かした観光・レクリエーション施設の充実を図り、公共の福祉を増進するための施設です。
- ◇指定管理施設として、民間のノウハウの活用により、施設の特徴を活かした管理運営と市民サービスの向上を図ります。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●道の駅「関宿」

【方向性：存続】

- ◇当施設は、市民、観光客、道路利用者に、休憩及び憩いの場を提供するとともに、人と人との交流を促進し、地域の振興・活性化を図るための施設です。
 - ◇指定管理施設として、民間のノウハウの活用により、施設の特徴を活かした管理運営と市民サービスの向上を図ります。
 - ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。
- ※周辺に位置する普通財産である「関宿ふるさと会館」（JR関駅）についても、道の駅との連携について検討します。

●鈴鹿峠自然の家

【方向性：保存・活用】

- ◇当施設は、優れた自然環境の中で集団活動等を行うことにより、心身ともに健全な人間形成を図る施設である一方、旧坂下小学校を改修した国登録有形文化財であることから、文化財としての保存・活用を図ります。

4. 産業系施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆周辺施設との複合化や類似施設との集約化を視野に入れ、施設の再編を行います。

●勤労文化会館

【方向性：存続検討】

- ◇労働者の福利増進及び文化向上に資するための指定管理施設であり、築35年で、老朽化が進んでいることから、存続についての検討を行います。

●林業総合センター

【方向性：再編・存続】

- ◇概ね令和10年度の新庁舎開庁に向けて、加太出張所の行政機能集約について決定し、その結果、余剰スペースが生じた場合の利活用を図ります
- ◇既存の鈴鹿森林組合や加太地区まちづくり協議会については、引き続き利用していきます。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

5. 学校教育系施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆文部科学省及び三重県教育委員会が示す手引を参考にしながら、人口の推移、地域の状況や特性を十分考慮して、小中学校や学校給食センターの施設整備を行います。
- ◆周辺施設との複合化や類似施設との集約化を視野に入れ、防災上の安全確保を図りながら、施設の再編を行います。

●小学校共通

【方向性：存続】

- ◇児童数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を実施し、地域の拠点としての機能を存続します。
- ◇給食調理室について、老朽化等により使用に支障をきたした場合には、親子方式（拠点校における複数校調理）の採用など、調理方式についての検討を行います。
- ◇プールについて、老朽化等により使用に支障をきたした場合には、学校間での機能統合や民間施設の利用についての検討を行います。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●井田川小学校

【方向性：増築】

- ◇宅地開発の進行により、今後における児童数増加が見込まれるため、教室不足や給食調理室のスペース不足に備える必要があることから、令和元年・2年度に給食調理室の増築、令和2年度に校舎の増築を行います。

●中学校共通

【方向性：存続】

- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。
- ◇生徒数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を検討し、地域の拠点としての機能を存続します。
- ◇体育館等の老朽化については、改築、修繕を検討のうえ、対策を講じていきます。
- ◇中学校給食については、総合計画前期基本計画に記述する「完全実施に向けた多面的な検討」の結果を踏まえた取組を進めます。

●関学校給食センター

【方向性：存続】

- ◇給食提供学校は、現在3校（関中・関小・加太小）ですが、その他の学校の給食室に支障が生じた場合には、機能統合についての検討を行います。
- ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

6. 子育て支援施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆園児数や保育ニーズ、送迎、配置等を総合的に勘案し、認定こども園化や民営化も含めた再配置を行います。

●保育園・幼稚園・認定こども園共通

【方向性：市域全体での施設再配置の検討と実施】

- ◇女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化などの就学前の子どもに関わる教育と保育の需要の変化を踏まえ、中長期的な視点による就学前教育・保育施設の再編計画を策定し、公立保育所及び幼稚園の統廃合に取り組みます。計画の策定及び実施に当たっては、市内の人口分布の変化にも留意した最適な施設配置とするとともに、課題である待機児童の発生する低年齢児の受入規模の拡大を目指します。

令和2年度：再編計画策定

令和3年度～：順次施設再編の実施

●亀山中学校区・中部中学校区での認定こども園整備

【方向性：幼保連携型認定こども園として再整備】

- ◇第一愛護園と亀山幼稚園の統合を基本に、地域との協議を進め、課題を解消しながら、整備に向けた検討を行います。
- ◇人口の増加が続く中部中学校区において、公立保育所及び幼稚園の統廃合による認定こども園の整備を検討します。

●待機児童館

【方向性：新たな活用方針の検討】

- ◇待機児童の完全解消を図るまでの間、現行の運営を維持しつつ、施設を活用した新たな事業の検討を行います。

●放課後児童クラブ

【方向性：地域性を勘案した需給バランスの実現】

- ◇ニーズの増加傾向のある校区においては、将来のニーズに注視しながら、必要な提供量の確保策の検討を行います。
- ◇学校施設の整備時においては、施設の複合化等を含めた効率的・効果的な配置の検討を行います。

●児童センター

【方向性：他施設との複合化等の検討】

- ◇老朽化した施設の必要な修繕等の対策を行いつつ、他の公共施設整備などにおける複合化などの検討を行います。

7. 保健・福祉施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆稼働率の低い施設については、休止又は他施設への転用も含め、周辺施設との複合化や類似施設との集約化を視野に入れた施設の再編を行います。

●総合保健福祉センター

【方向性：転用・複合化の検討】

- ◇概ね令和10年の新庁舎開庁に向けて、当施設の行政機能集約について決定し、その結果において生じた余剰スペースの利活用についての検討を行います。

令和2年度：行政機能集約の決定

令和3年度～：空きスペースの利活用の検討

●老人福祉関センター

【方向性：転用・複合化の検討】

- ◇概ね令和10年の新庁舎開庁に向けて、関支所の行政機能集約と併せて在り方・機能についての検討を行います。

8. 行政系施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆市庁舎については、防災や災害時の拠点としての機能強化を図るとともに、市民の利便性を図るため、分散する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備します。
- ◆関支所庁舎については、周辺施設との複合化を図ります。
- ◆消防施設については、消防体制の在り方を検証する中で、再編や広域化などの検討を行います。
- ◆防災倉庫については、更新を行わず、他施設の転用や空きスペースの活用により対応します。

●市庁舎

【方向性：新庁舎建設】

◇概ね令和10年の新庁舎開庁に向けて、年度計画に基づき推進し、併せて跡地利用（現在地に建設しない場合）の検討を行います。

※現在地に建設しない場合における建設スケジュール

令和2年度	：	基本計画策定	
令和3年度	：	建設予定地の決定	
令和4～5年度	：	用地取得	
令和6年度	：	基本設計	令和7年度：実施設計
令和8～9年度	：	建設工事	
令和10年度	：	開庁	

●関支所庁舎

【方向性：転用・複合化の検討】

◇概ね令和10年の新庁舎開庁に向けて、当施設の行政機能集約について決定し、その結果において生じた余剰スペースの利活用についての検討を行います。

令和2年度	：	行政機能集約の決定
令和3年度～	：	空きスペースの利活用の検討

●消防庁舎（消防本部・北東分署・関分署）

【方向性：存続】

◇近隣市との広域化及び連携・協力による施設の在り方の検討を行います。

◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

9. 公営住宅

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆原則として更新を行わず、それに伴い減少する戸数に対しては、民間借上型住宅により必要戸数を確保していきます。
- ◆入居者の少ない住宅や建築年数が古い住宅については、入居者の住み替えを進め、住宅用地の有効活用を図ります。

【方向性：亀山市公営住宅等長寿命化計画・住生活基本計画に基づく推進】

- ◇耐震・耐火構造を有している市営住宅については、修繕対応等による継続使用とし、老朽化が著しい市営住宅については、入居者の安全確保の観点から、住替え等の対応により、用途廃止等を行っていきます。
- ◇市営住宅の用途廃止に伴う住宅供給数の不足については、民間賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進していきます。

令和2～4年度：亀田・和田・城山住宅の用途廃止

令和5年度～：住山住宅の一部用途廃止

※民間賃貸住宅等を活用した市営住宅（目標個数）

令和2年度：15戸 令和3年度：15戸

令和4～10年度：35戸

10. 供給処理施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆溶融施設については、将来費用を削減するため、処理方式の検討や近隣自治体との共同処理など広域化の検討を行います。
- ◆その他供給処理施設については、機能が低下しないよう施設や設備の更新を計画的に行います。
- ◆刈り草コンポスト化センターについては、運用方針に基づく管理を行います。

●総合環境センター

【方向性：亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画に基づく推進】

- ◇長寿命化計画においては、令和11年度まで稼働させる方向性を示しており、そのために令和7年度までの間、溶融施設大規模整備工事を進めていきます。

◇令和12年度以降の次期施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整を行っていきます。

●衛生公苑

【方向性：亀山市衛生公苑長寿命化計画に基づく推進】

- ◇長寿命化計画においては、令和13年度まで稼働させる方向性を示しており、そのために令和11年度までの間、大規模整備工事を進めていきます。
- ◇令和14年度以降の次期施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整を行っていきます。

●刈り草コンポスト化センター

【方向性：亀山市刈り草コンポスト化センターの運用方針に基づく推進】

- ◇運用方針においては、民間への運営移譲を方向付けており、平成31年4月に民間事業者へ運営を移譲し、令和11年3月31日までの10年間、民間事業者が運営管理を行うことになっています。

11. 病院施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆医療センターについては、「亀山市健康・医療推進計画」に基づき、経営の健全化に向けた取組を実行するとともに、安定的な医療提供のため、老朽化した施設を整備し、医療センターの機能強化を図ります。

●医療センター

【方向性：存続】

- ◇平成22年度に実施した建物調査の結果を踏まえた改修計画に基づき、主な基幹的設備については、ほぼ改修が終了しており、今後大規模な改修工事については、エレベーターの改修を計画しています。
- ◇引き続き、施設の状態を確認し、改修計画の見直しを行いながら施設整備を進め、長寿命化を図ります。

1 2. 文化財

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆文化財保護法に基づき、国や県の補助制度を活用しながら、適切に保存していきます。
- ◆利用の少ない施設については、休止も含めて在り方を検討します。

◇文化財としての保存・活用を図ります。

1 3. その他施設

《公共施設等総合管理計画における基本方針》

- ◆斎場については、業務に支障をきたさないよう施設や設備の更新を計画的に行います。
- ◆消防団詰所・消防車庫については、老朽化に伴う機能低下を防ぐとともに、人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、消防団組織の在り方も検討する中で、再編も含めた施設や設備の更新を計画的に行います。

●斎場

【方向性：存続】

◇供用開始から既に10年が経過しており、今後、耐用年数を迎えることから、主要な設備・機器の基幹改良工事を計画的に進めます。

●消防車庫

【方向性：存続・計画的更新】

◇人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、各分団の組織、施設の方向性を総合的に検討したうえで、個々の施設の必要性を判断しながら計画的に更新します。

第5 対策の優先順位の考え方

公共施設の適正配置と長寿命化対策における優先順位の考え方としては、各施設について、定量的要素と定性的要素の両面から評価を行うことにより、総合的に優先順位を検討していくものとします。

定量的要素については、①品質（建物の性能）②供給（利用状況）③財務（維持コスト）を3つの要素とし、これらの視点から施設を客観的に評価するものです。

定性的要素については、数値や量などの定量的要素のみでは判断できない個別施設の特殊な事情として、①立地条件②修繕の履歴③利用者の条件④その他を4つの要素とし、これらの視点から施設を個別に評価するものです。

なお、具体的な事業の優先順位については、総合計画の実施計画策定や予算編成の過程において決定していくものであります。

定量的要素による客観的評価

- ① 品質（建物の性能）
 - ・ 経過年数・耐震性能等
- ② 供給（利用状況）
 - ・ 年間利用者数・1㎡当たり利用者数等
- ③ 財務（維持コスト）
 - ・ 利用者1人当たりコスト・市民1人当たりコスト
 - ・ 1㎡当たりコスト等



定性的要素による個別評価

- ① 立地条件
 - ・ 施設の老朽化を早める環境の有無等
- ② 修繕の履歴
 - ・ 過去における修繕の頻度、程度等
- ③ 利用者の条件
 - ・ 利用者の範囲等
- ④ その他
 - ・ 大規模設備等の更新時期等

第6 事業費

事業費については、令和4年度は当初予算に工事請負費等の工事関係経費として計上した額、令和5年度以降は総合計画の実施計画に施設整備として計上した額とし、今後においては随時、更新するものとします。

(単位：千円)

施設類型	施設名	R 4	R 5	R 6	R 7
1. 市民文化系施設	地区コミュニティセンター	12,600	57,600		
2. 社会教育系施設	新図書館	924,000			
3. スポーツ・レクリエーション施設	東野公園体育館		8,900	154,800	
4. 産業系施設					
5. 学校教育系施設	給食センター		1,200	20,300	99,900
6. 子育て支援施設	保育所	83,900	26,600	86,100	
7. 保健・福祉施設					
8. 行政系施設					
9. 公営住宅					
10. 供給処理施設	総合環境センター 衛生公苑	160,500 24,800	158,800 36,300	216,800 36,300	148,800 45,100
11. 病院施設					
12. 文化財					
13. その他施設					
合 計		1,205,800	289,400	514,300	293,800

亀山市公共施設等総合管理計画
公共建築物個別施設計画

令和2年 2月策定
令和4年11月一部改訂

三重県亀山市総務財政部財務課
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地